



平成23年3月25日

各 位

千葉県市川市南八幡四丁目9番1号

株式会社フィデック

代表取締役社長 向井 徹

(コード番号：8423 東証一部)

問い合わせ先 取締役 財務部長 菅原 猛

TEL 047-314-0650

介護報酬債権流動化サービス開始のお知らせ

株式会社フィデック(以下、「当社」)は、従来よりアウトソーシングと金融サービスを融合した売掛債権流動化サービスを提供することにより、中小企業の資金繰りに寄与して参りました。この度、新たに介護報酬債権流動化サービスについても運用を開始いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 背景及びこの度の取組みについて

近年国内においては、急激な高齢化が進み、介護サービスに対するニーズは年々高まっております。介護サービスを受けるためにかかる費用の全国合計は、直近約7兆円にまで達しており、今後も介護ビジネスの市場はますます拡大することが見込まれます。

当社は設立以来、アウトソーシングと金融サービスを融合することを通じ、企業間決済において中小企業が有する売掛債権を迅速に流動化する事業を展開しております。今後拡大が見込まれる介護ビジネス市場の介護報酬債権についても、当社サービスの提供が可能であると考えております。

介護報酬はサービス提供から入金まで約50～90日程度かかることもあり、資金繰りに負担がかかっている介護事業者が少なくありません。今後の高齢化の進行を鑑みますと、介護報酬債権の取扱が急速に増加し、介護事業者の資金繰り負担は更に大きいものとなることが予想されます。また、介護事業者から当社に対して資金繰りに関する問い合わせや早期支払いサービスについての要望が高まっていることから、この度、当社はこれらの要望に応えるべく、介護ビジネスにおける介護報酬債権流動化サービスを新たに提供することといたしました。本サービスに基づき、当社は介護事業者より介護報酬債権の譲渡を受け、本日、3月25日に初回の早期支払いを実行いたしました。

2. 介護報酬債権流動化サービスの拡大について

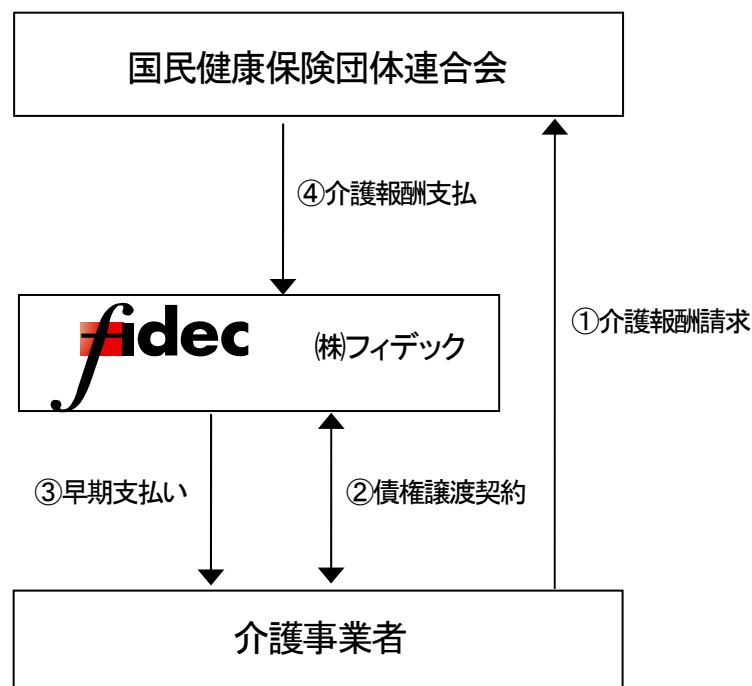
介護報酬債権流動化サービスは、介護事業者が国民健康保険団体連合会に対して有する介護報酬債権を当社に譲渡することで、当社が介護事業者に対して早期に支払いをするサービスであります。当社が介護報酬債権の譲渡を受け、早期に支払うことにより、介護事業者の資金繰りが改善されます。一方、当社は譲渡を受けた介護報酬債権の回収を国民健康保険団体連合会より行います。当社のビジネスモデル上、通常は回収先の与信管理が課題となりますが、今般の介護報酬債権流動化サービスは、回収先が公法人であることから、その回収不能リスクは非常に低いと考えられます。よって、今後はさらに介護事業者の資金繰りニーズに対し柔軟に対応しながら、介護報酬債権流動化サービスを拡大して参ります。

なお、今般の介護報酬債権流動化サービスは、当社の既存のビジネススキームを基本としていることから、システム構築、人材採用等の新たな投資は発生いたしません。

3. 今後の見通しについて

平成23年1月27日に発表いたしました平成23年3月期の業績予想に変更はありません。

【介護報酬債権流動化サービススキーム図】



以 上